

佐賀県教育委員会告示第二号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第三十三条第三項の規定により、次の表に掲げる佐賀県重要文化財の指定（平成十三年佐賀県教育委員会告示第一号）に基づく佐賀県史跡について、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定による史跡の指定がなされたので、神崎市神埼町姉川字五本杉一―四二番一及び一―六五番を除きその指定は解除された。

平成二十二年八月十三日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

記号番号	種別	名称	所在地	所有者	解除年月日
史第四八号	佐賀県史跡	姉川城跡	神崎市神埼町姉川字二本杉一二四番ほか	姉川下分区 ほか	平成二十二年 二月二三日